

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進し、二酸化炭素の排出量の削減を促進するため、省エネルギー設備を導入する中小事業者に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者をいう。
- (2) 省エネルギー設備 二酸化炭素の排出量を削減するための未使用の設備で、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 本社 本店登記及び本社機能（総務、経理、その他の事業の統括を行う部門）があり、代表取締役が常駐する事務所をいう。
- (4) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社を有する中小事業者であって次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (2) 市から同一の省エネルギー設備に係る補助金等を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が行い、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に省エネルギー設備を設置しようとする事。
- (2) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できる等、地球温暖化対策に資すると認められるもの。
- (3) 既存設備の更新に伴って省エネルギー設備を設置すること（既存設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所へ設備を導入する場合を含む。）。
- (4) 第9条第1項の通知を受けた日が属する年度の3月15日（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）までに、省エネルギー設備の設置工事が完成すること。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書」(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業者の法人登記事項証明書(履歴事項証明書)(申請者が法人の場合に限る。)
- (4) 個人事業主が事業を営んでいることを証明する書類(申請者が個人の場合に限る。)
- (5) 事業所が既築の場合は、登記事項証明書(建物)
- (6) 事業所が新築の場合は、建物の工事請負契約書の写し
- (7) 省エネルギー設備の導入費用に係る見積書等の写し(当該導入費用の内訳が不明である場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)
- (8) 省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類
- (9) 省エネルギー設備の配置図
- (10) 省エネルギー設備の設置箇所を明らかにする当該事業所の現況のカラー写真
- (11) 省エネルギー設備を導入する事業所の場所を明らかにする地図
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付申請者の選定)

第7条 市は、補助金の交付に当たり、一定の期間を定めて当該申請を受付し、当該年度の予算額を超える申請があった場合には、公平を期するため、抽選により交付申請対象者を選定するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の変更(第10条第1項に定める変更に限る。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 同一の省エネルギー設備について、市が交付する他の補助金等の交付申請が行われていないかつ、交付申請を行わないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

(交付の決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定通知書」(様式第4号)によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金不交付決定通知書」(様式第5号)によるものとする。

(変更又は中止の申請)

第10条 前条第1項の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとするときあるいは事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金変更・中止申請書」(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 省エネルギー設備の型式、方式等(補助金の交付決定金額の減額を伴うものに限る。)

(2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更又は中止の承認をするものとする。

3 前項における通知は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金変更承認通知書」(様式第7号)又は「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金中止承認通知書」(様式第7号の2)によるものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、規則第12条の規定により実績の報告をするときは、補助対象事業完了日から起算して30日以内又は第9条第1項の通知を受けた日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書」(様式第8号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業収支決算書(様式第9号)

(2) 事業所が新築の場合は、登記事項証明書(建物)

(3) 省エネルギー設備の導入費用に係る支払いを証する書類の写し(当該導入費用の内訳が不明である場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)

(4) 省エネルギー設備の配置等を変更した場合にあっては、変更後の省エネルギー設備の配置図

(5) 省エネルギー設備の設置状態が確認できる当該事業所の現況のカラー写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金額確定通知書」(様式第10号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付請求書」(様式第11号)によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第14条 市長は、交付決定者が規則第17条第1項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定取消通知書」(様式第12号)によるものとする。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金返還命令書」(様式第13号)によるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第15条 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下、財産)のうち、規則20条の規定による市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

3 補助金の交付を受けた者(以下、補助事業者)は、規則第20条の規定による処分の承認を受けようとするときは、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業処分承認申請書」(様式第14号)を市長に提出することとする。

4 市長は、前項の規定による承認申請を受けたときはそれを審査し、その審査結果を「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業処分(承認・不承認)通知書」(様式第15号)により前項の申請をした補助事業者に通知するものとする。

5 前項により承認を受けた補助事業者が、当該財産の処分を行った場合は、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業取得財産の処分に係る報告書」(様式第16号)を市長に提出することとする。

6 市長は、第4項の規定により財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(手続の代行)

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、「手続代行届」(様式第17号)を市長に提出することにより、第6条、第10条第1項、第11条、第13条、第15条第3項及び第5項の規定による書類の提出に係る手続を、省エネルギー設備を販

売する者、省エネルギー設備の設置工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に代行させることができる。

- 2 前項の規定により手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行ったと認めたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容等を公表し、かつ、当分の間、手続の代行を認めない措置を講ずることができる。

（協力の要請）

第17条 市長は、補助事業者に対し、当該設備による二酸化炭素の排出量削減等の効果を検証するため、稼働実績等に関するデータの提供その他の協力を要請することができる。

（補則）

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

省エネルギー設備	
高効率照明（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。）もしくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（以下「トップランナー基準を達成した設備」という。）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
高効率空調（グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
産業ヒートポンプ（省エネルギー効果が明確に認められる設備に限る。）	
業務用給湯器（グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
変圧器（トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
冷凍冷蔵設備（トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	
産業用モータ（トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。）	

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助対象設備の設備費用	補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て） 補助上限：100万円